

建設事業無災害表彰状授与

令和7年7月31日、厚生労働省労働基準局長から鹿島建設株式会社中国支店へ「建設事業無災害表彰」を授与（代理）しました。

同社は、宇部市内において「（仮称）UBEポリイミドフィルム製造設備建屋建設工事」（工期：令和5年3月22日～令和7年5月31日）の元方事業者として当該工事を施工し、全工事期間を通じ、無災害を樹立されました。これは、他の模範となる成績であることから表彰されました。



鹿島建設株式会社中国支店
吉田作業所長

宮本署長



「建設事業無災害表彰」とは

建設業における自主的安全活動を促進し、建設事業における労働災害を防止することを目的として創設されました。その対象は、事業の期間（以下「工期」という。）が予定される事業であって、次に該当する事業場に厚生労働省労働基準局長が表彰状を授与するものです。

1. 労働者災害補償保険料の額が160万円以上の事業
2. 全工期を通じ、業務上の災害（出張等で一般公衆の用に供せされる交通機関を利用中に発生したものを除く。）（※）が発生しなかった事業場

※死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって労働基準法施行規則別表第2身体障害等級表に掲げる身体障害を伴うもの